

アメリカ合衆国の誕生

——連合規約——

The Birth of the United States of America

—The Articles of Confederation—

丹 羽 巖

Iwaho NIWA

1. はじめに

この小論では、アメリカ合衆国（The United States of America）という名称を初めてつけた連合規約（The Articles of Confederation）を取り上げようと思う。連合規約は1781年から1788年までの間効力をもっていた。

この連合規約というのは1776年のアメリカ独立宣言（The Declaration of Independence）と1787年に制定された連邦憲法（The Federal Constitution）とをつなぐ重要な規範である¹⁾。

連合規約はアメリカ植民地の13邦によって、イギリス本国から、独立を勝ちとった結果、最初に出来た連合全体の規範である。その意味で、いわば、アメリカ合衆国の原憲法（original Constitution）ともいえるものである²⁾。

当時のアメリカ植民地人の思想は「後世にいたるまで自由を安全に伝える正しい方法は、たとえ政治上の権限を削られても、人民に対しては絶対不可侵の自由権（天賦の人権）を保証（障）することのできるような代議政体を樹立する」ことであった。このような思想で、アメリカ植民地は1776年独立宣言を発表した。そして、独立国家の一步をふみ出した。その独立国家アメリカは13の邦よりなっている、いわば連合国家である。そこで、連合国家とはいっても、各邦をつなぐ規範がなかった。この連合規約を制定することで、アメリカ合衆国が一つの国家として形成されたといってもよい³⁾。いずれにしても、連合規約によって、13の植民地であった邦は、アメリカ合衆国と命名されたのである。

2. 連合規約の成立の動機

大陸会議 (the Continental Congress) の13邦の代表者は、イギリス本国とアメリカ植民地との間で長年にわたって懸案となっていた問題を解決しようと苦心していた⁴⁾。

その懸案というもののなかで、中心的な最大のものは中央政府と各邦との主権の問題である。18世紀の後半のアメリカ植民地人は国家というものは自分の住んでいる邦 (State) のことと思っていた。そのような意識のなかで、自分の邦の主権をどの程度中央政府に移譲するかということが問題である。要するに、現在のアメリカがかかえている問題と同じである。この州と連邦、すなわち、州政府と中央政府との関係の問題はアメリカの永遠の課題であるかも知れない。

アメリカ植民地がイギリス本国に対して独立を宣言した当時は、アメリカ植民地は13の邦の連合体であった。その連合体を形成した邦は、各々歴史も、人口も、領土の広さも異なるものであった。それに、各植民地は特殊な利害と感情を有していた。そのような13の邦が、一つの連合体をつくって、イギリス本国と戦ったのである。それが、いわゆる、独立戦争である。かれらは、独立戦争中も、独立戦争後も連合体を組織化する基本法が必要であることを痛感していた。そのようなことが動機となって連合規約の制定となったと考えられる。

この連合規約は法的表現である。その意味はつぎのようなことである。1763年以前のアメリカ植民地には、イギリス本国よりかなりの権利が認められていた。それが権利として認められていたといっても、事実上の問題か、または暗黙の了解ということであった。そのような状況の下に、アメリカ植民地人がすでに享有していた権利を法的にイギリスに認めさせたのもである⁵⁾。

イギリス本国とアメリカ植民地との間には複雑な関係があった。それが、一度、独立してみると、アメリカ国家連合内の問題として取り上げられることとなったのである。この同じようなことが1787年の連邦憲法制定のときにも問題点の一つとなったのである。結局この大問題は連合規約二条「各邦は、その主権・自由・独立およびこの規約が明文によって、連合会議に委任していないいっさいの権限・管轄権・権利を保有する」ということで決着することとなった⁶⁾。

このような、アメリカ連合構想はこの連合規約の制定が始めてではない。「最初のもものは、1643年のニュー・イングランド連合 (New England Confederation) であり、ついで1775 (1754?) 年のオルバニー・プラン (Albany plan) であり、さらに、1774年のギャラウェイ・プラン (Joseph Gallaway's Plan of Union) であった。そのような経緯のなかで、連合規約はニュー・イングランド連合とオルバニー・プランを参考として制定されたものである、とくにオルバニー・プランが原形になっ

ているとさえいわれている⁷⁾。

ここで注意をする必要のあることは連合規約の目的である、その目的というのは「かねてから懸案というべき諸問題、すなわち、宣戦と講和、課税、インディアンズ、西部、商業などの諸問題の解決を求める声は、新大陸の西方に向けて拡大中の諸区域において高まりつつあった」このような問題の解決であった。その方法の一つとして、問題解決のできるような政治機構をつくることであった⁸⁾。

かねてからの懸案解決のための政治機構を作るといっても、当時のアメリカはかかえている問題が多くて複雑すぎて、その全ての懸案を解決できるほど完全な政治機構はできなかった。したがって、連合規約は最初から不完全というか、機能上不十分な点があった。すなわち、連合規約というのは、大きな問題というか、中心的な問題の解決をすべくつくられたものである。それでも、連合規約はアメリカ連合政府が、それまでに採択したいかなる政治的規約よりも役に立つ、すぐれたものであった⁹⁾。

今述べたように、連合規約は、アメリカがその当時かかえていた問題を全て解決できるようなものではなかった。いわゆる、一国の憲法としては不完全であった。そのために、連合規約は改正されて、連邦憲法へと発展してゆくのである。連邦憲法の制定は、連合規約の改正にとどまらず、あたかも新国家の建設であるといわれている¹⁰⁾。

3. 連合規約の成立の経緯

第二回大陸会議において、独立宣言を發表されたことは、広く知られているところである。いま、われわれが、注目している連合規約も、同じ第二回大陸会議で制定されている。すなわち、「リーの独立宣言の動機に附随してなされた決議にもとずいて1776年6月7日、各邦の議員一名宛より起草委員会の任命を見た」のである¹¹⁾。

連合規約が通用した時代を「連合の時代」というが、この連合の時代というのは、アメリカにとって非常に重要な時期である。とくに連合規約のなかの思想は、のちの連邦憲法のなかにも多くとり入れられている。その意味でも、独立宣言と連邦憲法をつなぐ思想的かけ橋として重要なものである。

すでに述べたように、第二回大陸会議において1781年に連合規約は制定したのである。しかし、アメリカは、それ以前にも連合が必要であるということで、各邦を連合しようという動きがあった¹²⁾。しかし、実際には、連合がなされないまま、独立戦争がぱっ発した。大陸会議は何の法的な規律もないまま、独立戦争を続けていったこととなる。

そのような状態は法的根拠のない、大陸会議が連合の機関としての役割をはたしていたのである。各植民地が協力して独立戦争を勝ち抜くため連合する必要があった。1775年夏には、具体化されなかったが、連合案を提案した、しかしまとまらなかった¹³⁾。

そのような雰囲気の中、1776年6月7日に、リチャード・ヘンリー・リー (Richard Henry Lee) が植民地の連合は必要である。その為に、連合規約を起草する委員会を設置するようにと提案した。この大陸会議への提案は、よく知られているように、独立宣言の動議に付随する形でなされた。大陸会議は、この動議をうけて、独立宣言の企画委員会の委員の任命と同時に、連合規約の起草委員会の設置もした。連合規約起草委員には各邦から一名あてに選出することとなった。この委員会にニュー・ジャージー (New Jersey) だけが代表を出さなかったので、結局12名の代表者が連合規約の起草にとりかかった。独立反対派のリーダー (leader) であり、強力な中央政府の最も強い代弁者であった、ジョン・ディキンソン (John Dickinson) が委員長に選ばれた。かれは、小さな邦のデラウェア (Delaware) の代表であった。そしてかれが、連合規約の原案を起草した。J. ディキンソンの思想を少しみると、かれのいい方はつぎのようなものである。「彼は、将来における独立には反対でないと前置きしたが『いまはその時期でない』という確信は揺るぎなかった。ディキンソンはいう。一人民が大した戦闘も経験せず、一つの同盟国もない状態で、独立をとげた実例は史上にかつて存在しない。いまなお多いイギリスの友人たち (ホイッグの一派) は、分離という究極手段によって、かえってアメリカを見捨てるであろう。アメリカを自立させるに必要な三つの条件のうち、植民地連合政府の樹立こそが最優先にされなければならない。この政府の権威によってこそ、外国との同盟という第二条件が生み出されるのである。そしてそれから——それからのみのことであるが——第三の条件たる独立が生み出されるのである。」と1776年7月1日の大陸会議の独立決議委員会で演説した。これによってJ. ディキンソンの考え方が少しわかったような気がする¹⁴⁾。

J. ディキンソンが起草した原案は、1776年7月12日に大陸会議で報告されている。大陸会議の空気としては、「これまで当時すでに事実上主権を握っていた大陸会議としては、周囲の情勢からして必然的に掌握することとなっていた権限を、何も法律によっていそいで確認することもないという態度を示した。」しかし、このJ. ディキンソンの原案は約5ヶ月間議論をかさねて、多少の修正を加えた上で可決した。そして、その連合規約案を各邦に移送して、各邦の批准を得たのである。その批准であるが、ほとんどの邦では即決的に進んでいった。10邦は敏速に批准した¹⁵⁾。

J. ディキンソンの苦勞して作成した草案の骨子をみると、つぎのようなものであ

る。「強力な中央政府にたいし法的基礎を与えるものであった。第一に、それは各州（邦）にたいしただ一つの権力の保証（障）——州（邦）内治安（すなわち内政）上の統制権——しか与えなかった。しかし、この保証（障）も中央議会の権限に干渉しない事項のみに大きく制限されていた。第二に、それは中央議会の権限にただ一つの制限を置くのみであった。すなわち中央議会は、郵便局を維持するための外は課税できないとされたのである¹⁶⁾。」

J. ディキンソンの原案に対して大陸会議では大きな論争がまきおこった。その主要な点は、つぎの三点である。1) 連合政府への分担金を、その人口に比例して各邦に割当てるというもの。2) 連合議会の各邦の投票権の問題である。すなわち、各邦平等に一投票権を与えるというもの。3) 連合議会に諸邦の領土の境界決定に干渉権を与える権限を認めるというものである。この三点を中心に諸邦の代表者のなかで大きな論争があった¹⁷⁾。

この三点の論争の様子をみるとつぎのようなものである。各邦が、それぞれの立場で、いろいろな主張をしている。今三点に視点をあわせてみると、13邦は、それぞれ歴史、人口、領土の大きさなどに大いに異っている。そのようなことから、おのずと各邦の利害も対立していることが考えられる¹⁸⁾。第一点目の各邦の分担金の問題から考察することとする。この分担金問題については、南部諸邦は人口と一口でいっても、そのなかに黒人も入っている人数である。当時としては、黒人は別を考えるべきであるというのである。現在の思想からすると全く誤った考え方であるが、当時としてはそのような考え方が通る社会であった¹⁹⁾。

メリーランド (Maryland) のサミュエル・チェース (Samuel Chase) は人口というのは白人を考えるべきであるという動機を提出した。そして、つぎのようにのべている。税金というのは、その邦の富に比例すべきである。そこで、黒人が多く移住している邦と白人がほとんどの邦とは不公平であるというわけである。この意見の根底には黒人と白人との間の差別がうかがえる²⁰⁾。

このような考え方に対して、ジョン・アダムス (John Adams) は黒人も白人も労働者としては同じように富の生産に寄与している。したがって、当然に、黒人の人口にも、白人の人口にも同じ基準で分担金の基準として分担金の額を決定すべきであると主張した。ニュー・ジャージーの代表は土地とか建物は価値が簡単に測定できる。したがって、土地と建物が富の真の価値基準となることができると主張した。結果的には、S. チェースの動議は通らなかったが、ニュー・ジャージーの代表の主張が部分的に通ったこととなった²¹⁾。

実際に連合規約の規定となったのは、各邦が耕作している土地の価格によって分担金を捻出することとなった。それは、北部諸邦の主張が勝利をおさめたこととなったのである²²⁾。

第二点目の投票権の問題である。この問題は、草案を作成したJ. ディキンソンが、小さな邦であるデラウェアの代表ということもあって、大きな邦と小さな邦も各々一票の投票権をもつということにしたと思われる。ちなみに、13邦全体の人口は約300万人といわれているときに、デラウェアは10万人を切る人口であった。この現実をみて、大きな邦の代表は不満であった。ペンシルベニア (Pennsylvania) のB. フランクリン (Benjamin Franklin) は連合議会の投票権は人口に比例して各邦の投票権数を決定すべきであると主張した。南カロライナ (South Carolina) の一代表は、投票権は人口に比例するのではなくて、分担金に比例させるべきであると主張している。そして、その主張を動議の形で提出している。これに対して、小さな邦の側は連邦型の連合であるから、連合の主権的な構成員は平等に一票の投票権とすべきであると主張した。そして、小さい邦の一邦一票の主張が通ったのである²³⁾。

この投票権について、各邦平等の制度に落ちついた。その理由は大陸会議で大きな邦より、小さな邦の方が数が多かったというだけであると指摘されている²⁴⁾。ここで考えてみると、数の問題だけではないような気がする、やはりここにも「大きな妥協の産物」だという見方が正しいと思う。

第三点目は領土の境界決定についての問題である。この土地に関する問題が、連合規約の制定時には、最も激しい議論がたたかわされた。要するに、西部の土地の請求権の問題である。西部の土地に対する請求権をもっている邦と持っていない邦とでは利害がちがうので、おのずと土地に対する態度も相違してくる。連合規約、草案を作成したJ. ディキンソンは西部の領土権を邦から中央政府に委譲することを考えて、「それを中央政府に与えた。彼は境界線の確定している諸州 (邦) ——ペンシルヴェニア、メアリーランド、ニュー・ジャージー、デラウェア、およびロード・アイランド——によって支持され、特許状に基づく『南^{サウス}海』にいたるまでの何らかの請求権をもつ他のすべての諸州 (邦) から反対を受けた。中央議会に西部地方の管轄権を与えようという試みの背後には、ヴァージニアの巨大な請求権とそれがヴァージニアに与えるであろう権力に対する恐怖があった。またその背後には、アパラチア山脈以西のもっとも望ましい地方がヴァージニアの手中に残ることになれば、自分の希望の実現の機会が少なくなるという立場にある領地の少ない諸州 (邦) の土地投機人たちの野心があった。事実、個人土地投機業者および会社は、中央議会は主権をもつ政府であり、故にヴァージニアからその土地を剥奪する権限をもつものであるとする、当時もっとも独創的な法的憲法的理論を作りだしたのである。こうしてはじめて、これら投機業者たちは、当時の多くのアメリカ人が財産をつくる夢をかけていた、アパラチア山脈以西の土地の分け前にありつく希望を抱けたのであった。ヴァージニアその他の西部の土地を有する諸州 (邦) は、ディキンソン提案に激怒した。それら諸州 (邦) は彼の提案を連合規約から削除し、いかな

る州（邦）もその同意なしには土地を失うことはないという規定をつけ加えた。連合規約の批准を1781年3月まで遅らせたのは、この問題であった²⁵⁾。」

このように見てくると、連合規約は小さい邦にとっては明らかに有利であることがわかる。したがって、ニュー・ハンプシャー（New Hampshire）、ロード・アイランド（Rhode Island）、ニュー・ジャージーおよびデラウェアは賛成であった。反対した、メリーランドのばあいは立場がちがった。西部の広大な土地に請求権をもっているヴァージニアと自邦内に広大な未開地をもっているペンシルベニアとに囲まれている事情であった。そのようなわけでメリーランドは連合規約は簡単には承認できなかった。

1776年11月、メリーランド代表は大陸会議において、西部の土地の未開部分を国有にするように主張した。つぎの年の10月には西部の土地に請求権を有する「諸邦の西部境界を確定し、かくして確定された境界外の土地を、該地域の人口及び状況に応じて随時別個の独立邦に組織する」という権限を連合議会に賦与するようにする連合規約の修正案を提議した。この提案に賛成する邦はなかった。それよりも反対に西部の土地に請求権を有している諸邦は、連合規約のなかに如何なる邦といえども、連合政府のために領土は奪われないという規定を入れるように主張して、それを新たに加えた。そこで大部分の邦が1778年中に確定草案に対して批准を終了した。これでも、メリーランドだけがヴァージニアが西部に対する、その請求権を放棄しないかぎり、連合規約の批准を強く拒否した。しかし、このメリーランドの主張が結局は連合の領土制創設の推進力となったのである²⁶⁾。

大陸会議の方は賢明に請求権の議論は避けて、メリーランドの批准を促進するように働きかけた。1780年に至って、諸邦に対して、西部の領土を共同の利益のために連合政府に移譲するようにすすめ、移譲された土地は将来は原始邦と同等の主権・自由・独立の権利をもつ共和邦とすることを宣言した。もちろん、共和邦は連合の一員とするというものである。この宣言に賛成したのがニューヨークである。1781年3月ヴァージニアがオハイオ河以北の請求権を放棄する用意があるとみてとってメリーランドは連合規約を批准した。今のべてきたように1777年までには、メリーランドをのぞくすべての邦が、この連合規約に批准を与えた。そして1781年3月1日に、ようやく、メリーランドも批准した。そこで、メリーランドが批准したつぎの日に「連合会議は、この連合規約の条項にしたがって会合した。今や各邦は『共同防衛と自由の保証』および『相互一般の安寧』のため創造された『かたき友愛の連盟』と『永久の連合』とを正式に誓うに至った。」このようにして、アメリカ合衆国の最初の憲法は成立した。そして、アメリカ合衆国は共和国となる歴史的な一歩がふみ出されたのである²⁷⁾。

4. 連合規約の内容と性格

デラウェアのJ. ディキンソンが連合規約起草委員会委員長となって原案を作成した。「成立までに五ヵ年の歳月を要した連合規約は、草案採択の当時（1777）には、理想的な連邦国家の体制を規定するものとして一般に歓迎された。これには理由があった。1774年の大陸会議の『権利の宣言』の決議第四項において主張された帝國的秩序をアメリカ的規範で実現した点において、さらに政府というものは、いかによくとも必要悪であり、恐るべきもの、制限されるべきものであるという、革命アメリカの人心に深く喰込んだトム・ペインの政治思想を具現した点において、規約（連合規約）はまさに時代の主流をなした思想の所産であり、反映であったからである²⁸⁾。」この連合規約の内容はオルバニー・プラン（The Albany Plan of Union）の影響が大きいといわれている。オルバニー・プランというのは各植民地を連合して外敵（とくにフランス）に対して戦う組織が必要であった。オルバニー・プランはこの組織として制定された最も代表的なものである。このオルバニー・プランは「1754年6月19日ニューイングランドの四植民地、それにメリーランド、ニューヨーク、ペンシルヴェニアの計7つの植民地より夫々2名ないし5名の計25名の代表がオルバニーに会し、ここにオルバニー会議（Albany Congress）が開催されるに至る。」そこで、「6月24日植民地の連合は共同防衛の為に絶対に必要であることを決議し、各植民地より1名ずつの委員を選び連合規約を起草せしめることになった。その委員の一人であったフランクリンはニューイングランド連合規約等を参照し、植民地連合の極めて簡単な覚書（"Short Hints towards a Scheme for Uniting the Northern Colonies" Franklin's Writings (A. H. Smyth, ed.) Vol. 111. pp 197-195）を作成、これを中心として審議が行われ、7月9日、フランクリンの手で最終草案と纏（まとめ）ることになり、かくして出来たのがこのオルバニー連合案である。」以上のべたように、すでにアメリカ植民地は連合の必要性を痛感していた。それが、独立宣言を発するのと時を同じくして、連合規約を制定したのである。その連合規約がオルバニー・プランの影響があったというわけである。ここで注意をする必要のあることは、アメリカ植民地は連合規約を1781年に採択して、新しい出発をしたが、それは、形式的に連合規約によって、アメリカ合衆国政府が政治をおこなうこととなった。しかし、実質的には、何も変わっていない状態であった。すなわち連合政府そのものは、なんらの変化も見られないものであった。その事実は、大陸会議が、何等、権限がないのに、今までおこなってきたことを、ただ、連合規約で追認したにすぎないのである。具体的には、大陸会議という政治機関を、連合会議と呼び方を変えたにすぎない。組織そのものは別に変わったわけでもなくもとの通りである。当時のアメリカ人は連合会議のことを今まで通り、大陸会議とよんでいた²⁹⁾。

連合規約の主要な内容を見ることにする。連合の名称はアメリカ合衆国、すなわち、United States of America と定められた（1条）。各邦の主権については「各邦は、その主権、自由、独立およびこの規約が明文によって連合会議に委任していないいっさいの権限、管轄権、権利を保有する」と完全に存続が認められた（2条）³⁰⁾。

13の諸邦が、一つにまとまるという意味で最も重要な規定はつぎのようなものがある。「諸邦はこの規約によって、共同の防衛、自由の確保、および相互的・全体的福祉のために、たがいに堅い友好の連盟をそれぞれに結び、宗教・主権・貿易、その他どのような理由によるものであれ、諸邦またはいずれの邦に対して加えられるいっさいの圧力または攻撃に対して、結束して援助する。」（3条）。連合会議における各邦代表について、「各邦代表は、2名以上、7名を超えないものとする。その代表は、ある6年の期間のうち、3年以上は代表となることはできない……。連合会議の採決にあたっては、各邦は各一票をもつものとする。連合会議における言論・討論は自由であり、会議外のどのような法廷または場所においても、弾劾または嫌疑の対象とされることはない。また、連合会議の代表は、反逆罪・重罪、または治安妨害の場合を除いて、会議への往復途上、および会期中に、逮捕・投獄から、身柄を保護される。」（5条）。軍事力について、つぎのような規定がある。「各邦は、平時において軍艦を保有することはできない。ただし連合会議が、当該邦の防衛または通商に必要と判断した隻数は除く。また、各邦は、平時において軍隊を保有することはできない。ただし連合会議が当該邦の防衛に必要な碧の守備に不可欠と認定した兵力は、これを除く。しかしながら、各邦は、武装の十分な、規律、訓練の行き届いた民兵隊を常備すべきである。」（6条）。軍隊の維持についての費用は合衆国でもつという規定がある。すなわち「共同防衛または全体の福祉のために使用され、連合会議が承認した戦費およびその他の費用は、合衆国の国庫より支出され、その国庫へは、各邦内にあるすべての土地の価値に比例して、各邦が分担して拠出する。」（8条）³¹⁾

諸事項に関して連合会議の権限について、つぎのように規定する、「連合会議は、つぎの諸事項について唯一・絶対の権限をもつ。第6条に規定された場合を除く。宣戦・講和の決定、使節の派遣および授受、条約および同盟の締結……。連合会議は2邦またはそれ以上の邦の間に現に存在するか、今後起こりうる、境界・管轄権その他すべての紛争の最終提訴機関となる。その権限の行使は、以下のような方法によって、常に行使されるものとする。……連合会議は、つぎの事項について、唯一・絶対の権限をもつ。会議自体により、また各邦によって製造された貨幣の純分比率および価値を規制すること、合衆国共通の度量衡の基準の決定、どの邦にも属さないインディアンとの通商規制と彼らとのあらゆる事柄の処理。……合衆国全

体にわたり、各邦間の郵便局の設置と規制、ならびに当郵便局の経費を賄うために必要な、邦と通過する文書に郵税を徴収すること、合衆国に勤務する、軍隊付士官を除く陸兵の全士官の任命、海軍の全士官の任命……」(9条)³²⁾。

連合会議が休会中のときは各邦一名の代表によって構成される「連合委員会 (A Committee of the States)」と呼ぶ一委員会が全権を行使する。ただし、この委員会は13邦のうち9邦の合意が必要とされる問題については決議権をもたないこととなっていた(9条)。連合規約の組織は非常に簡単に出来ていた。そこで、完全なものとはいえなかった。行政機能が十分に発揮することはできない代物であった。要するに、行政上の処理はほんのわずかな委員または会議によって選出されている人々によって行使されていた³³⁾。ここで注意を要することは、連合会議は直接各邦の人民に命令するなどのことはできない。すなわち、連合会議は各邦に対してのみ支配できるだけである³⁴⁾。すでにふれたように、連合規約の指導原理は各邦の独立と主権を保持することにあつた³⁵⁾。

連合規約が近代憲法と比較して不完全であつた点を今少し取り上げてみると、つぎのようなものである。「1) 邦議会が重要な決議をする以前に、13州(邦)の中の9州(邦)が一致していることを必要としたが、3州(邦)もしくは4州(邦)の代表者はたびたび会期に出席しないから、実際には全出席委員の満場一致を要求していることになる。」、このようなことでは連合会議の議決がスムーズ (Smooth) にいかない欠点があつた。「2) (連合) 議会に、国外および国内の通商を支配する権力がなかった。各州(邦)は任意に輸入税を課したために外国通商は混乱状態に陥った。議会は形式的に条約を決定する権利をもっていたが、強制施行せしめる権利はなかった。」前述したところであるが、「3) (連合) 議会に、市民個人を直接に支配する権限がなかった。すなわちその州(邦)の行為を通さなければ、個人に権力が届かなかつた。議会は負債をすることができるが、それを支払う金額は州に請わねばならなかつた。しかも課税によっては1ドルも徴収できなかった。議会は宣戦の布告をすることができる。そして州(邦)に軍隊を調達することを求めることができるが、一人の兵士をも徴募すべき権力をもっていなかつた。4) 連合は議会の法律を実行するための行政部をもっていなかつた。すなわち連合規約の中に、今日の大統領のような吏員の規定がなかつたのである。5) 国家的裁判所がなかつた。もちろん今日の最高裁判所のような法廷がなかつたから、憲法上の問題を最終的に決定する権力がなかつた。6) 該(連合)規約は、13州全部の立法部が同意しなければ修正することができなかつた³⁶⁾。」以上のようなことが、連合規約を改正しなければならないことにした。要するに、連合規約は連合の革命機関として発達していた大陸会議の連合体制を法的に認知したにすぎないものであつた。したがって最初から不完全さと欠点をもっていた。

5. むすび

アメリカ革命を要約して一口で言うことはむづかしいことである。しかし、社会革命であったことにはまちがいが無い。実際には戦争を経て、社会革命を成功させたのである³⁷⁾。1776年当時、アメリカと一口でいってもアメリカ植民地は13の邦から形成されていた。その13の邦が、それぞれの歴史があり、人口も領土の広さも感情も異っていた。その連合体が外敵に対して連合する必要性を痛感していた。そして、実際に、アメリカ独立宣言を発するとき、時を同じうして連合規約を制定して共和国をつくった。1776年6月7日にR. H. リーが連合規約の起草を提案した。ただちに連合規約起草委員会が設置されて、原案ができ上がった。それを、独立戦争のさ中討議をかさねて、1777年末になって承認された。それが、13の邦の批准を得て、実際に発効したのは1781年3月1日であった。

そこで13邦は相互に対等・独立・自由な立場で、一つの「連合」体制をとることとした。革命会議が発達してきた大陸会議を法的に表現しなおして、形式をととのえていった。その形式が連合規約である。この連合規約によって、アメリカ合衆国という名称は生れたのである。欠点と不完全さは最初から含んでいたが、1781年から1788年まで、アメリカの最初の憲法として効力があつた。連合規約が成立したのち「間もなく、イギリスとの平和が成立した」といわれている³⁸⁾。

今、われわれがみてきた連合規約は、1776年の独立宣言から1788年の連邦憲法のなかをつなぐという意味で、アメリカの歴史のなかの重要な役割を演じている。連合規約は当時のアメリカ植民地人の思想を表わしていると考えてよい³⁹⁾。アメリカ独立革命後のアメリカ合衆国は、あまりにも問題が多すぎて、連合規約では対処できない状態であった。その連合規約の不完全さ、不十分さ故に改正されて連邦憲法の制定へと発展してゆくのである。

参考文献

- 1) 大下尚一他編 史料が語るアメリカ (1991年有斐閣) 39頁。「合衆国の第一憲法ともいうべきもので、13条からなる。1777年11月に大陸会議によって承認されたが、西部の領土権をめぐる各邦が対立し、81年3月にいたってようやく批准を完了した。各邦の主権を完全に承認し、とくに連合政府が課税権と通商統制権をもたなかったため、中央政府の性格がきわめて微弱であった。87年、フィラデルフィア憲法制定会議の結果、現行憲法に取って代られた。」
- 2) S. E. Morison, The Oxford History of The American people (ed. 1965) 西川正身 翻訳監修 アメリカの歴史Ⅰ (1983年 集英社) 370頁。「1776年のアメリカ人にとって、自由とは、まず自分みずからの手で作った法のもとにおける自由を意味し、次には、他に害を及ぼすことがなければ何なりと行なうことのできる権利を意味したのである。」
- 3) E. C. Smith & H. J. Spaeth, The Constitution of The United States 31 (12th ed. 1987)

- 斉藤 敏 アメリカの憲法と政治（昭和49年 理想社）64頁。「独立戦争の終期において、13個の自由にして無上主権を有する独立州が、各地方的政府を組織し、しかして連合規約 Articles of Confederation による『永久的な連合』の中に同盟を結んだのである。」
- 4) “S. E. Morison, *supra* note 2”（訳書368頁）。「すでに享受していた自由を保持し、より確実なものにするという行き方のほうを選んだのである。ジョン・ディキンソンは憲法協議会（フェデラル・コンヴェンション）において『経験こそがわれわれの唯一の導き手でなければならない。理性に頼ると、道を踏み誤らないともかぎらない』と言っている。」
- 5) “Id”（訳書368頁以下）。
- 6) “Id”（訳書378—379頁）。
- 大下尚一他編 前掲書 39頁。
- 7) W. S. Sayre, *American Government* 13 (15th ed. 1962)
- 斉藤 眞 オルバニー連合案 アメリカ学会訳編 原典アメリカ史 第一巻 249頁。「フランクリンの手で最終草案をまとめることになり、かくして出来たのがこのオルバニー連合案である」
- 酒井吉栄 アメリカ憲法成立史研究 第一巻（昭和40年 評論社）110頁。
- 8) “S. E. Morison, *supra* note 2”（訳書379頁）。
- C. A. Beard & M. R. Beard, *The Beard's New Basic History of The United States* 123 (ed. 1960) 松本重治他訳 新版アメリカ合衆国史（昭和44年 岩波書店）128頁。「イギリスから独立を勝ち得て、ここに、アメリカ人は、みずから治めていくという問題と、革命戦争中に作られた連合（ユニオン）をさらにかためてゆくという問題とに直面した。かれらにはそれに直面して、対処するだけの力があつたであらうか？ 三つの領主植民地——ペンシルヴェニア、デラウェア、メアリランド——から領主の官吏たちは追放されていた。八つの王領植民地——ニュー・ハンプシャ、マサチューセッツ、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージ、ヴァージニア、ノース・カロライナ、サウス・カロライナ、ジョージア——からは、国王任命の総督とその部下の連中が追放されてしまっていた。」
- 9) “S. E. Morison, *Id.*”（訳書379頁）。
- 清水 博 連合規約（1781年） アメリカ学会訳編 原典アメリカ史 第二巻 227頁。「独立宣言によって、各植民地は漸く本国より独立したばかりであり、しかも各植民地はそれぞれ成立の歴史と特殊な利害、感情とを有していたので、戦争遂行の便宜上、最小限に共通の問題を連合会議に委託したのである。各邦を支配する連合政府を作ること、かかる歴史的事情から、本国政府に代るものの再現と考えられやすく、嫌悪と恐怖をもってみられ、さらにトマス・ペインなどの『政府とは必要悪（ネセサリー・イーヴル）』であるとの説も影響を与て、反対の空気を作っていた。」
- 10) “Id”（訳書369頁）。「古典的な学識と実地の政治体験とが結びついたからこそ、アメリカ人の憲法制定の試みは目ざましい成功を勝ちえることができたのである。」
- 11) C. D. Bowen, *John Adams and American Revolution* 583 (ed. 1950)
- 藤原守胤 アメリカ建国史論 下巻（昭和38年 有斐閣）339頁。「本委員会は7月12日早くも連合規約（Articles of the Confederation）の草案を報告した。」
- 12) “S. E. Morison, *supra* note 2”（訳書379頁）。
- 清水 博 前掲論文 224頁。「1775年の夏フランクリンは、オルバニー・プランに類似した詳細な案を提案したが、具体化しなかった。」
- 13) 清水 博 同論文 224頁。「独立戦争がぱつ発し、第二回大陸会議が全アメリカ植民地の連合機関となって独立戦争を遂行しなければならなくなった。」
- 14) G. S. Wood, *The Creation of the American Republic 1776—1787* at 358 (ed. 1969)
- “S. E. Morison, *supra* note 2”（訳書369頁）。
- 今津 晃 アメリカ独立の光と翳（昭和51年 清水書院）98—99頁。

- 15) “E. C. Smith, *supra* note 3 at 2”
齊藤 敏 前掲書 65頁。
- 16) M. Jensen, *The Making of the American Constitution* 25—27 (ed. 1964) 齊藤真他訳 アメリカ憲法の制定 (昭和51年 南雲堂) 30頁。
- 17) 藤原守胤 前掲書 339頁。「会議は戦争関係の問題に忙殺され、規約草案の討議はその隙々に一ケ年互りだらだらと続けられた。」
- 18) “C. A. Beard & M. R. Beard, *supra* note 8 at 132” (訳書128頁)。
清水 博編 アメリカ史 (新版) (昭和51年 山川出版社) 74—77頁。
- 19) “M. Jensen, *supra* note 16 at 25—27” (訳書31頁)。
「北部諸州と南部諸州のあいだで、共通の費用を支払う基準について生じた。北部諸州は、費用は人口に比例して割り当てられるべきだというディキンソンの提案を支持した。南部諸州は、彼らの奴隷は財産であるから、人口には数えられないと主張した。」
藤原守胤 前掲書 339—340頁。
- 20) W. B. Guitteau & Websten, *The Constitution of the United States* 倉持千代訳 米国憲法史 (昭和4年 有斐閣) 260—269頁。
- 21) 藤原守胤 前掲書 339—340頁。
- 22) “M. Jensen, *supra* note 16 at 25—27” (訳書31頁)。
- 23) 藤原守胤 前掲書 340頁。
- 24) “M. Jensen, *supra* note 16 at 25—27 (訳書31頁)。
- 25) “*Ibid*”
齊藤 敏 前掲書 65頁。「この土地請求権は、ヴァージニアおよびカネティカットにおける旧植民地特許状に基づいて与えられた土地に対する権利であったのである。同様にマサチューセッツ、ヴァージニア、西キャロライナ、およびジョージアは、その植民地特許状に基づいて西部地方の土地に請求権をもっていた。」
- 26) 藤原守胤 前掲書 342—343頁。
- 27) “C. A. Beard & M. R. Beard, *supra* note 8 at 131” (訳書126頁)。
“S. E. Morison, *supra* note 2 at” (訳書382頁)。「メリーランド邦は、結局、邦議会の投票によって連合規約を批准することを決議したのであった。」
- 28) “S. E. Morison, *Ibid*” (訳書369頁)。
“C. A. Beard & M. R. Beard, *Ibid*” (訳書125—126頁)。「1776年6月、会議は、連合憲法案を各邦に代って立案する委員会を任命した。『連合規約』と呼ばれるこの委員会案は、会議に正式に報告せられ、戦争経営の危急の間にも終始討議せられ、ついに1777年にいたって承認せられ、各邦議会に送られて、その検討と承認とが求められた。1777年までには、メアリランドをのぞくすべての邦がこの規約に批准を与え、そして、そのメアリランドも1781年3月1日ついに批准したのである。」
藤原守胤 アメリカの民主主義 (昭和45年 慶応通信) 124—125頁。
- 29) 齊藤 真 前掲論文 248—249頁。
- 30) “E. C. Smith & H. J. Spaeth, *supra* note 3 at 31”
大下尚一他編 前掲書 39頁。
- 31) 大下尚一他編 同書 39—41頁。
- 32) “S. E. Morison, *supra* note 2 at” (訳書382—383頁)。
大下尚一他編 同書40—41頁。
- 33) 清水 博 前掲論文 226頁。
- 34) “S. E. Morison, *supra* note 2 at” (訳書383頁)。
清水 博 同論文 226頁。
- 35) “S. E. Morison, *supra* note 2 at” (訳書383頁)。

- 36) 齊藤 敏 前掲書 66—68頁。
- 37) “S. E. Morison, *supra* note 2 at” (訳書370頁)。
- 38) 齊藤 敏 前掲書 66頁。
- 39) “S. E. Morison, *supra* note 2 at” (訳書368—384頁)。